

# 旅行業務取扱料金表

埼玉県知事登録旅行業 地域-1239号  
株式会社TAP&SAP  
2019年10月1日現在

## 国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区分	内容	料金
①手配料金	宿泊機関と運送機関・観光券の複合手配の場合	旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関・運送機関・観光券等1件1手配につき550円を下限とします
	宿泊機関等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限550円)
	運送機関・観光券等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限1,100円)
②変更手続料金	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の20%以内 宿泊機関等・運送機関・観光券等1件1手配につき550円を下限とします	
③取消手続料金		
④相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2,200円 以降30分ごと2,200円
	(2)旅行日程表の作成	日程表1件につき2,200円
	(3)旅行代金見積書の作成	見積書1件につき2,200円
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき1,100円
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)～(4)までの5,500円増し
⑤添乗サービス料金		添乗員1人1日につき33,000円
⑥連絡通信料金	お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき550円

(注1) 上記料金には消費税が含まれています

(注2) 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

(注3) 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

(注4) 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。

### ①手配料金について

- ◆「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます
- ◆同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います
- ◆「運送機関等を手配する」とはJR・私鉄・バス等の手配をすることをいいます
- ◆同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数に関わらず、1件1手配として扱います
- ◆「観光券を手配する」とは入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます

### ②変更手続料金 ③取消手続料金について

- ◆手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は変更の都度申し受けます
- ◆上記①手配料金は、別途収受いたします
- ◆宿泊・運送機関に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたはこれから支払う費用は、別途申し受けます

### ⑤添乗サービス料金について

- ◆添乗員の交通費、宿泊費、その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます